

総務教育常任委員会資料

(令和4年4月21日)

【件名】

- ・鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について (教育総務課) … 2
- ・令和5年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について (教育人材開発課) … 3
- ・「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂について (人権教育課) … 4
- ・県立美術館整備運営事業に係る資材高騰及び労務費の上昇への対応について (美術館整備課) … 5

教育委員会

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

令和4年4月21日
総合教育推進課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和4年4月1日付けで改定しましたので、報告します。

1 改定の概要

- ・第一編（中期的な取組方針）について、国際バカロレア教育の導入、少人数学級のさらなる推進や県立夜間中学の開校準備など、本県の新たな動きに対応した取組を明記した。
- ・第二編（毎年度の重点取組施策）について、授業改革、学力向上、ICT活用教育、いじめ・不登校対策、ヤングケアラーの支援強化等、令和4年度に取り組む重点施策を盛り込んだ。

2 改定のポイント

➤ 第一編 中期的な取組方針について

- ・「1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進」に、県立高等学校への国際バカロレア教育導入について明記した。
- ・「3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実」に、鳥取県独自の少人数学級の推進、ヤングケアラーの早期発見・早期支援、県立夜間中学の開校に向けた準備について明記した。
- ・「5 スポーツ・文化芸術の振興」に、世界中の優れた文化芸術等に触れることで多様な価値観を身に付け、グローバル化した世界や地域貢献できる人財の育成、地域移行に向けた運動部活動の在り方の検討、世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者の発掘・育成について明記した。

➤ 第二編 令和4年度重点取組施策について（新たに明記した主な取組）

- ・授業改革の推進について、小学校高学年において教科担任制の導入による質の高い授業の提供を推進すること。
- ・学力向上策の推進について、「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、学力向上の課題解決に向けて全县一体となった取組の推進や、学校全体での組織的な授業改善の取組、鳥取県独自の学力・学習状況調査の分析等を活用して作成する個人カルテにより個に寄り添った指導・支援を推進すること。
- ・ICT活用教育の推進について、鳥取型教育DX^{※1}の実現に向けた、STEAM教育^{※2}などの教科横断的な学びや、個々の学習情報等、各種データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育の取組の推進、ICT端末の持ち帰りによる自宅学習の促進等、コロナ禍においてもICTを活用した学びを止めない体制を整備するとともに、GIGAスクール運営支援センターの設置や県立学校ネットワーク回線強化によりICT活用を支えること。
- ・国際バカロレア教育の導入について、令和5年度からの県立倉吉東高等学校への導入に向けた必要な人材確保や学習環境の整備等を行うとともに、国際バカロレアの認知度向上や機運醸成を図ること。
- ・ふるさとキャリア教育の推進について、製造現場でAI実装ができる人材育成を目的に、高校生を対象とした「スーパー工業士」制度を新設し、ものづくり産業の人材育成を進めること。
- ・小学校における30人学級の推進について、国よりさらに一步先行する形で順次本県独自の取組を進めること。
- ・いじめ・不登校対策について、県・市町村による「いじめ・不登校等対策連携会議」において、学校が抱える諸課題の解決に向けた具体的な対策を検討し、課題を抱える学校への重点的な訪問・指導助言を行うこと。
- ・ヤングケアラーに対する支援体制強化について、各学校において児童生徒が相談しやすい体制を整え、適切な支援機関に繋げるとともに、SNSでの相談対応やオンラインサロンを開催し、ヤングケアラーを孤立させない取組を行うこと。
- ・県立夜間中学開校に向けた準備について、令和6年4月の開校を目指して、施設整備等を進めるとともに、シンポジウム、イベントの開催等により周知を図ること。
- ・障がい児への支援体制の充実について、きこえない・きこえにくい子とその家族の支援の中核として設置される「きこえない・きこえにくい子のサポートセンター（仮称）」の協力を得ながら手話を含めた教育支援体制の充実に取り組むとともに、医療的ケア児等支援センターの協力を得ながら医療的ケア児・保護者が希望する教育の場で学習できるよう教育体制の充実に取り組むこと。
- ・県立美術館の整備促進について、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」の稼働に向けた取組を推進すること。

※1 教育DX（Digital Transformation）は、デジタル技術やデータの活用により、カリキュラムや学習のあり方などの教育手法や教職員の業務、組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※2 STEAMは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の略。STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でArtsを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

令和5年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

令和4年4月21日
教育人材開発課

令和5年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について、以下のとおり実施する予定と
しています。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止及び自然災害等により、やむを得ず試験日程、試験会
場及び試験項目等を変更する場合があります。

1 日程

(1) 実施要項の交付及び出願期間

令和4年4月6日(水)から4月26日(火)まで

※電子申請のみ(令和4年度試験より)

(2) 第一次選考試験

・小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭

令和4年6月19日(日) 関西会場、鳥取会場

・高等学校教諭、栄養教諭

令和4年6月26日(日) 鳥取会場のみ

(3) 第二次選考試験

令和4年8月26日(金)から9月5日(月)までの期間(予定)のうち、指定する1日又は2日間で実施

2 今年度の主な変更点

(1) 中学校教諭及び高等学校教諭の一部の教科(科目等)において実施する、専門試験(技能・実技試験)を第二次選考試験において実施することに変更

(2) 小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭に加え、中学校教諭選考試験を関西会場でも実施

(3) 中学校教諭の全教科及び養護教諭において、ICT活用に関する技能・実技試験を実施

(4) 小学校教諭の専門試験(筆記試験)において、数学・理科に傾斜配点を行う数学・理科重視型(数理型)を導入

試験区分	専門試験(筆記試験)内容等		
小学校教諭	標準型	傾斜配点なし。	国語、社会、数学、理科、英語の各教科及び教職教養に関する筆記試験(マークシート方式) ※一部、特別支援学校教諭との共通問題を含む。
	数理型	数学、理科の得点を1.5倍 (社会、英語の得点を0.5倍)する。	

※小学校教諭における受験型(標準型又は数理型)は、電子申請で出願する際に選択する必要あり。(志願試験区分に限る。)

(5) 一般選考における加点制度に、中学校教諭において「技術」、「家庭」の教員免許状所有者を追加

対象試験区分	要件	加点
中学校教諭	以下の何れかの免許状所有者 ・小学校教諭免許状所有者 ・中学校教諭免許状「技術」所有者(技術を志願する者は除く。) ・中学校教諭免許状「家庭」所有者(家庭を志願する者は除く。)	10点

(6) 教員採用試験の枠組として、初めて栄養教諭の選考試験を実施

(7) 一部の試験区分(教科(科目等))において、専門試験(筆記試験)の試験時間等を見直し

試験区分	R5選考試験	(参考)R4選考試験
中学校教諭(保体以外)	60分	80分
高等学校教諭 (芸術(音・美))	60分	80分
養護教諭	60分(マークシート方式)	60分

「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂について

令和4年4月21日
人権教育課

鳥取県が人権施策の総合的な推進を図るために策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第4次改訂が行われたことから、鳥取県教育委員会が策定している「鳥取県人権教育基本方針」の第3次改訂を行うこととしておりますので報告します。

1 改訂にあたっての基本的な考え方

(1) 「鳥取県人権施策基本方針—第4次改訂—」との整合

- 社会情勢の変化や法令等の改正などにより一層の対応が求められている課題への対応
 - ・共通して取り組む課題（SDGsにおける人権、デジタル社会における人権、ユニバーサルデザインの推進）
 - ・女性活躍推進法改正、鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正、人権教育のための世界第4フェーズ（2020～2024年）の採択など
 - ・男女共同参画、性的マイノリティ、新型コロナウイルス感染症など

(2) 本県の人権教育の基本的考え方の継承

- 同和教育で培われた原則を人権教育の基底に位置付ける
- 国際社会で培われた人権教育の原則に立脚する

(3) 学習指導要領の内容を踏まえた人権教育の推進

- 普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要

(4) 国が公表した人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]の補足資料(令和3年3月)等の反映

- 社会情勢の変化に対応した人権教育の推進（子どもの人権（いじめ・不登校等）、子ども以外の人権（インターネット上の誹謗中傷、同和問題（部落差別）、障がいを理由とした差別）等）

2 編集委員会の開催

人権教育（学校教育・社会教育）に精通・実践されている者で構成し、意見を聴取する。

編集委員	岡田 耕治	大阪教育大学教授	尾崎真理子	鳥取県人権文化センター次長
	井上 奈穂	鳴門教育大学准教授	新井 良穂	米子市人権教育推進員
	北村 秀徳	公立鳥取環境大学非常勤講師	衣笠 優子	鳥取県高等学校PTA連合会

3 改訂の進め方

- 令和4年4月 常任委員会等へ報告
- 5月 第1回編集委員会開催
- 6月 第2回編集委員会開催
- 7月 第3回編集委員会開催
- 9月 常任委員会等へ進捗状況報告
- 10月 パブリックコメント募集
- 11月 常任委員会等へパブコメ対応報告
- 12月 改訂案最終決定、定例教育委員会・常任委員会へ報告
- 令和5年1月 定例教育委員会へ議案提出
- 2月 「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂の公表

県立美術館整備運営事業に係る資材高騰及び労務費の上昇への対応について

令和4年4月21日
美術館整備局

県立美術館の整備について、急激な資材高騰及び労務費の上昇により、建設費が増加することから、鳥取県立美術館整備運営事業契約第75条に基づき、PFI事業者から協議があり、その対応を以下のとおり検討していますので、報告します。

1 資材等の高騰状況

国内企業物価指数が39年3か月ぶりの高水準かつ労務単価は平成9年度の公表開始以後、最高値を更新（直近は10年連続で上昇）するなどの状況により、契約時点（令和2年3月）と比較すると直近で全体建設費は6.2%上昇。

2 事業者負担割合の考え方

- ・PFI事業では、こういった入札時点では想定できなかった急激で著しい物価上昇等への対応は、発注者と受注者が協議の上、基準を決定する必要がある。
- ・公共工事においては事業者負担割合1.0%を適用させるところ、本事業はPFI事業であることに鑑み、公共工事標準請負契約約款逐条解説において経営上最小限必要な利益まで損なわれることがないように配慮した基準と解説されている事業者負担割合1.5%を適用させることとした。

3 県・事業者の負担額の算出

	項目	金額（千円）	備 考
①	高騰総額	372,346	R2.3時点（契約時点）の単価とR4.3時点（最新の単価改定時点）の比較 うち、資材300,747千円、労務費71,599千円
②	仕様の見直し・効率化	110,000	収蔵庫内免震装置台数精査（収蔵方法を工夫し対応）、展示室箱形展示ケース台数精査、非常用発電機仕様見直し等
③	差 引	262,346	①－②
④	事業者負担額（1.5%）	90,280	契約時建設工事費総額（6,018,639千円）の1.5%
⑤	県負担額	172,066	契約時建設工事費総額の1.5%を超える部分を負担（③－④）

4 今後の予定

- 令和4年5月議会 予算（債務負担行為）提案 ⇒予算成立後、仮契約を締結
- 令和4年9月議会 契約変更に係る議案提案
※令和5年度当初予算成立後、2月議会までに精算変更及び銀行借入利息精算に係る仮契約を締結
- 令和6年2月議会 契約変更に係る議案提案
※変更契約に係る支払いは県へ建物引渡し完了する令和5年度末に支払い予定